

大館市農業委員会総会議事録

令和5年2月10日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和5年2月10日（金）午後1時59分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（18名）					
1番	渡邊 久留美	8番	高坂 千悦	16番	菅原 和久
2番	石山 元一	9番	藤盛 久登	17番	虻川 マキ子
3番	阿部 重信	10番	菅原 一成	18番	安部 幸美
4番	斎藤 重春	11番	小畑 美恵子	19番	渡邊 久雄
5番	小林 大樹	13番	畠山 繁司		
6番	小畑 純市	14番	浅利 瑞穂		
7番	伊藤 昇	15番	糸屋 由衛門		
3. 欠席委員の氏名（1名）					
12番	富樫 英悦				
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	鳥潟 克次			
	次 長	宮崎 直人			
	係 長	佐々木信成			
6. 議事録署名委員	10番	菅原 一成		13番	畠山 繁司
7. 書記	佐々木 信成				

報 告 ・ 議 案

報告第 3 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 4 号	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出について
議案第 8 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 9 号	競（公）売適格証明書交付申請について
議案第 10 号	農地法第 5 条の規定による賃貸借(使用貸借による権利)設定許可申請書の送付について
議案第 11 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 12 号	農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)
議案第 13 号	農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
議案第 14 号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正(案)について

局長

定刻前ではありますが、予定の皆様がお揃いですので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。
事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 18 名の出席であります。
よって、定足数に達しており、会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、12 番 富樫 英悦 委員より、都合により欠席するとの連絡がありました。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 10 番 菅原 一成 委員、議席番号 13 番 畠山 繁司 委員にお願いいたします。

議長

それでは、会議に入ります。業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告（1 月総会～2 月総会）について
- ・報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
- ・報告第 4 号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う

届出について

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

19 番（渡邊久雄 委員）

19 番の渡邊久雄です。

業務報告の 2 月 3 日と 9 日の会議の内容についてお話頂きたい。

事務局

3 日の都市会長会情報交換会は、次年度から導入する現地用タブレットについてメインとして挙げられました。

また、9 日の事務局長会議は農業会議の 5 年度予算と農業委員会で作成する地域計画の地図作成及びサポートシステムについて説明がありました。それからまた、法務局から相続関係の法律が改正されたのでそれについての説明がありました。

19 番（渡邊久雄 委員）

19 番の渡邊久雄です。

会議の中で農業委員会での女性登用の話はなかったのか。

事務局

9 日の会議の中で、改選時に女性登用についてお願いするくらいの話でありました。

16 番（菅原和久 委員）

16 番の菅原和久です。

当農業委員会では女性登用は何人くらいの予定なのか。

事務局

国では委員の 30% と示しており、そうすると当委員会は 6 人となるが実際に決定するのは選考委員会が決定するので、事務局としては一人でも増員したいが定かではない。

3 番（阿部重信 委員）

3 番の阿部重信です。

報告第4号の施工月日が令和6年となっているが、これでよいのか。

事務局

地主と契約したら農業委員会へ書類提出することとなっているようで、施工時期が令和6年でも届出が出されました。

4番（斎藤重春 委員）

4番の斎藤重春です。

18条合意解約の耕作不便は、次の耕作者は決まっているのか。

事務局

独鈷字新荒木については、次の耕作者はまだ決まっていません。この地区は水が少ない、冷たい状態で、除草剤も効かなく、生育が悪いのでやめるようです。

1番（渡邊久留美 委員）

1番の渡邊久留美です。

短期間で解約しているのは何故、長期の契約をするように話ができないものか。

事務局

前耕作者から話は聞いていると思うが、耕作してみないとわからないところがある、今回合意解約したところの中でも程度の良いところは、耕作すると本人から伺っている。

議長

他に何かありますか。

ないようですので、承認するものといたします。

議長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第8号『農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

28 ページをお開き願います。

議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 5 年 2 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

29 ページをお開き願います。

内訳は、29 ページから 30 ページの No.5 から 8 の 4 件で、地目は田が 4,700 m²、畑で 1,419 m²、面積合計は 6,119 m²であります。

譲受の事由は、No.5 から 8 すべてが「経営拡張」です。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書に記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号から第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 8 号 No.5 から 8 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 8 号 No.5 から 8 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 9 号『競（公）売適格証明書交付申請について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

31 ページをお開き願います。

議案第9号 競（公）売適格証明書交付申請について

次のとおり、競（公）売適格証明書の交付申請があったので、農地法第3条の規定による権利の取得者として適格であるか（交付の決定）について意見を求める。

なお、最高価買受申出人となった場合に伴う同法同条の規定によるこの処分（許可の決定）についても併せて意見を求める。

令和5年2月10日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、32 ページのNo.1 の1件であります。

秋田地方裁判所大館支部より、令和5年2月17日に秋田地方裁判所大館支部売却場に於いて開札が行われるとの公告があり、その物件の入札にあたり農地法第3条各号の制限規制に該当するか否かの適格証明の申請がなされたものです。

申請人は、中岩瀬地区の圃場整備区域で耕作している個人であり、圃場整備区域内の農地を経営規模拡張のため入札しようとするもので、地目は田、面積は2,218 m²となっております。

No.1 の許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の5ページに記載されておりますとおり農地法第3条第2項各号（第1号から第7号）に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第9号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

19番（渡邊久雄 委員）

19番の渡邊久雄です。

この所有者は破産したのかどうか、わかる範囲で教えてください。

事務局

事務局でもはっきりしたのはわかりませんが、債務不履行ではないかと思
います。

16 番（菅原和久 委員）

16 番の菅原和久です。

申請人について詳しく説明願いたい。

事務局

申請者は、田代地区で 10ha ほど耕作しています。

議長

他にないようですので、議案第 9 号について承認するものとしてご異議ご
ざいませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め承認することといたします。

議長

次に、議案第 10 号『農地法第 5 条の規定による賃貸借(使用貸借による権
利)設定許可申請書の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

33 ページをお開き願います。

議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権
利）設定許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う賃借権（使用貸借によ
る権利）設定許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許
可・不許可相当）を求める。

令和 5 年 2 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は 34 ページの No.2 の 1 件で、地目は畑で、面積は 1,062 m²です。

転用の目的は、法人が駐車場として使用するものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は、長木出張所から約910mに位置する第2種農地で、農地法運用の第2の1の(1)の力の(ア)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.2の位置図及び配置図は35、36ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.2の現地調査の結果を議席番号2番の石山元一委員よりご報告願います。

2番(石山元一委員)

2番の石山元一です。

議案第10号について、去る2月2日に渡邊久留美委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

No.2についてであります。申請地は35ページの位置図になります。

この場所は、申請法人の北側の農地であり、現地は雪で確認できませんでしたが、聞き取りにより休耕地として管理されているとのことでした。

36ページの配置図にありますように、申請地は、事業所敷地に隣接しております。昭和43年事業所建築当時は、バスや鉄道で通勤する従業員がほとんどであったため、従業員の駐車場を考慮していませんでしたが、近年は、自家用車での通勤が増えたことから資材置場や完成品置場を流用してきたが、対応できなくなってきたため駐車場用地として造成しようとするものです。

転用に当たっては、30番3と30番4の宅地と一体利用し0.3m盛土をして造成を行い、北側、東側、南側は、道路敷地や事業所敷地に高さを合わせ、西側は緩衝帯を設け、土砂流出を防ぐ計画であります。

雨水排水は自然流下としますが、駐車場で使用するため、汚水や生活雑排水は、無いことから特に問題は無いものと見てまいりました。

議長

ただ今、石山 元一 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 10 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 10 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 11 号『農地法第 5 条の規定による所有者移転許可申請書の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

37 ページをお開き願います。

議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 5 年 2 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

38 ページをお開き願います。

内訳は、No.2 から No.5 の 4 件で、地目は田で 13,223 m²、畑で 1,657 m²と面積合計は 14,880 m²となります。

No.2 は住宅分譲地を造成しようとするものです。

No.2 の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてではありますが、申請地は、有浦小学校から約680mに位置する第1種中高層住宅専用地域の第3種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてではありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.2 の位置図及び配置図は、40、41、42 ページに記載のとおりであります。

No.3 は駐車場及び資材置場を造成しようとするものです。

No.3 の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてではありますが、申請地は、十二所出張所から約2,500mに位置する第1種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)のイの(イ)のeの(c)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてではありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.3 の位置図及び配置図は、43、44 ページに記載のとおりであります。

No.4 は集合住宅を造成しようとするものです。

No.4 の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてではありますが、申請地は、比内総合支所から約590mに位置する第1種住宅地域の第3種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準について

であります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.4 の位置図及び配置図は、45、46 ページに記載のとおりであります。

No.5 は駐車場を造成しようとするものです。

No.5 の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第5条第2項第1号及び第2号に規定する立地基準についてであります。申請地は、田代総合支所から約2,650mに位置する第2種農地で、農地法の運用、第2の1の(1)の(ア)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.3 の位置図及び配置図は、47、48 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.2 とNo.3 の現地調査の結果を議席番号2番の石山元一委員及びNo.4 とNo.5 を議席番号1番の渡邊久留美委員よりご報告願います。

2番（石山元一 委員）

2番の石山元一です。

議案第11号について、去る2月2日に渡邊久留美委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

初めにNo.2であります。申請地は40ページの位置図になります。

この場所は、下代野の交差点から北西に約180m進んだ左側の農地で、現地は雪で確認できませんでしたが、聞き取りにより水稻を作付けして営農していたとのことでした。

41ページの配置図にありますように、宅地分譲用地として土地造成を行うものであります。

転用にあたっては、0.6m盛土して東側、南側、北側にはコンクリートの側溝を設けて高さを合わせ、西側には既存の擁壁があるため、土砂等の流出もありません。

雨水は浸透型側溝に放流し、汚水や生活雑排水は、新設する公共下水道へ排水することから特に問題は無いものと見てまいりました。

また、当該地域は大館土地改良区の管理地域であり、申請、承諾を得ていることを申し添えます。

次に、No.3 であります。申請地は 43 ページの位置図になります。

この場所は、申請法人の北側にある農地で、現地は雪で確認できませんでしたが、聞き取りにより休耕地として管理されているとのことでした。

44 ページの配置図にありますように、事業所敷地に隣接しており、運搬等の大型車両の駐車や搬入搬出場所として、また、一部を搬入搬出用のパレット置場として利用するため、駐車場及び資材置場用地として造成しようとするものです。

転用にあたっては、98 番 2 の原野と一体利用し 0.9m盛土をして造成を行い、北側、東側、南側は、道路敷地や事業所敷地に高さを合わせ、西側は法面保護をして土砂流出を防ぐ計画であります。

雨水排水は自然流下としますが、駐車場及び資材置場で使用するため、汚水や生活雑排水は無いことから、特に問題は無いものと見てまいりました。

私からの報告は以上であります。

1 番（渡邊久留美 委員）

1 番の渡邊久留美です。

ひきつづき、議案第 11 号のNo.4 について、報告いたします。

申請地は 45 ページの位置図になります。

この場所は、比内体育館東側にある市道 伊勢丁 8 号線の十字路手前右側の農地で、現地は雪で確認できませんでしたが、聞き取り等により休耕地として管理されているとのことでした。

46 ページの配置図にありますように、集合住宅を建築しようとするもので

あります。

転用にあたっては、0.3m盛土をして造成を行い、北側は、市道の高さに合わせ、東側は水路の高さにして境界ブロックを設け、西側には、既存の擁壁があり、南側水路との境界には境界ブロックを設けて土砂流出を防ぐ計画で3棟建築するものです。

雨水排水は水路放流とし、汚水や生活雑排水は、公共下水道へ排水することから特に問題は無いものと見てまいりました。

最後にNo.5であります。

申請地は47ページの位置図になります。

この場所は、申請法人の北側の農地であり、現地は雪で確認できませんでしたが、聞き取り等により地権者本人が枝豆を作付けし営農していたとのことでした。

48ページの配置図にありますように、事業所敷地に隣接しており、現在使用している駐車場が冬期間は屋根からの落雪や除雪により利用できなくなり利用スペースが狭くなるため駐車場用地として造成しようとするものです。

転用にあたっては、30番3と30番4の原野と一体利用し0.5m盛土をして造成を行い、北側、東側、南側、西側は、道路敷地や事業所敷地に高さを合わせるため、土砂流出はありません。

雨水排水は自然流下としますが、駐車場で使用するため、汚水や生活雑排水は、無いことから特に問題は無いものと見てまいりました。

議長

ただ今、石山 元一 委員及び渡邊 久留美 委員から、現地調査の結果報告があった議案第11号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

3番（阿部重信 委員）

3番の阿部重信です。

No.4は集合住宅の転用になっているが、周りが戸建て住宅になっているので、今後、問題は無いのか。

事務局

高い建物を建築するものではなく、特段、問題はありません。

14 番（浅利瑞穂 委員）

14 番の浅利瑞穂です。

No.2 の譲渡人は、本人が水稻栽培をしていたのか。

事務局

申請書によると、本人耕作となっております。

議長

他にありますか。

ないようですので、議案第 11 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

次に、議案第 12 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

49 ページをお開き願います。

議案第 12 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 5 年 2 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

50 ページをお開き願います。

令和 4 年度農用地利用集積計画（第 10 号）の新規及び再設定に利用権を設定するものが 50 ページから 66 ページに記載されております、

決定依頼の件数は、新規で新 - 584 から新 - 667 までの 84 件と再設定の再 - 216 から再 - 390 までの 175 件で合計件数が 259 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。はじめに新規について、契約期間 1 年が 3 件、3 年が 12 件、4 年が 3 件、5 年が 34 件、6 年が 5 件、10 年が 13 件、19 年が 14 件で、地目は田で 611,696 m²、畑で 16,796 m²となり面積が 628,492 m²であります。次に再設定について、1 年が 21 件、2 年が 4 件、3 年が 138 件、5 年が 7 件、6 年が 4 件、10 年が 1 件で、地目は田で 912,649.28 m²、畑で 22,665 m²、となり面積が 935,314.28 m²であり新規と再設定の面積合計が 1,563,806.28 m²となります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 12 号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長

はじめに、議案第 12 号 新 - 584 ~ 665 及び新 - 667 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 12 号 新 - 584 ~ 665 及び新 - 667 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、新-666 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 13 番 畠山 繁司 委員は退席願います。

(13 番 畠山 繁司 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、新-666 について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 13 番 畠山 繁司 委員は入室をお願いします。

(13 番 畠山 繁司 委員 入室し着席)

議長

つぎに再-216～237、再-239～390 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、再-216～237、再-239～390 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、再-238 を審議します。

恐れ入りますが、議席番号4番 齋藤 重春 委員は退席願います。

(4番 齋藤 重春 委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、再-238について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号4番 齋藤 重春 委員は入室をお願いします。

(4番 齋藤 重春 委員 入室し着席)

議長

次に、議案第13号『農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

67ページをお開き願います。

議案第13号 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

令和5年2月10日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

68ページには、令和4年度農用地利用集積計画（第10号）のうち所有権を移転するものが記載されております。

所-8と9の2件で、秋田県農業公社へ所有権を移転するもので、地目は田で、面積合計は5,303㎡となっております。

所有権の移転を受ける者の住所・氏名、移転をする者の住所・氏名、移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 13 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 13 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 14 号『農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定（案）について』を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

69 ページをお開き願います。

議案第 14 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定（案）について

農業委員会等に関する法律第 7 条に基づく、大館市農業委員会における「農地等の利用の最適化の推進に関する方針」の改定（案）について意見を求める。

令和 5 年 2 月 10 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

70 ページをお開き願います。

70 ページから 75 ページまで「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定案です。

1月24日の農業委員会合同会議席上で、案件として改正点等をご説明しておりましたが、平成29年12月8日に制定した本指針を現状に即した文章、数値に改めたものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第14号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

8番（高坂千悦 委員）

8番の高坂千悦です。

指針の改定版を配布するのか。

事務局

要望であれば、配布します。

議長

他に何かありますか。

ないようですので、議案第14号について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長 ・当面の行事日程について説明する

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局から何かありますか。

・連絡事項なし

議長

これもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 27 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5 年 2 月 10 日

議 長

議事録署名委員 10 番

議事録署名委員 13 番

農地法第3条調査書

議案第8号 No.5	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市櫃崎字大道下・・・ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 大館市字観音堂・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市櫃崎字大堀宅地・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も引き続き譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月4日、小畑美恵子 農業委員と富樫英悦 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第8号 No.6	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市十二所字中野・・・ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住所 鹿角市十和田末広字下屋布・・・
		氏名 ○○○○
	譲受(借)人	住所 鹿角市十和田毛馬内字上野・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。 なお、2月6日、畠山繁司 農業委員と秋元優 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第8号 No.7	(所有権移転) ・ 賃借権設定 ・ 使用賃借権設定	
土地の所在	大館市早口字坂地・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 愛知県半田市瑞穂町4丁目・・・
	氏名	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市早口字坂地・・・
	氏名	△△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する (しない)
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する (しない)
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する (しない)
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する (しない)
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する (しない)
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する (しない)
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が保全管理(休耕地)を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月4日、高坂千悦 農業委員と佐藤稔 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する (しない)

農地法第3条調査書

議案第8号 No.8	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定	
土地の所在	大館市山瀬字下岩瀬・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所 北秋田市住吉町・・・
		氏名 〇〇〇〇
	譲受(借)人	住所 大館市山田字茂屋古屋布・・・
		氏名 △△△△
作成者	農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も引き続き譲受(借)人が営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月4日、石山元一 農業委員と前田主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第9号 No.1		所有権移転・賃借権設定・使用貸借件設定・競売適格証明	
土地の所在		大館市岩瀬字中岩瀬・・・	
申請者	譲渡(貸)人	住所	氏名
		-	-
	譲受(借)人	住所	氏名
		大館市山田字茂屋上羽立・・・	△△△△
作成者		農業委員会事務局 工藤 学	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	競売物件であり適用なし。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも農地として利活用されてきたが競売物件となり、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で、競売に参加するものである。本申請地取得後は、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、2月4日、石山元一 農業委員と前田主幸 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない